

子どもの貧困

「貧困」の定義は1つではなく、国や機関によっても様々ですが、必要最低限の生活水準が満たされていない状態^{注1}を指す「**絶対的貧困**」と、当該の社会における大多数よりも貧しい状態にある「**相対的貧困**」という見方があります。日本における貧困の問題は、主に後者ととらえられています。

平成25年に厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」^{注2}によると、平成24年の「**子どもの相対的貧困率**」は、**16.3%となっています**。つまり、17歳以下の子どもの6人に1人が貧困状態にあるとされています。

注1 必要最低限の生活水準が満たされていない状態とは、低所得、栄養不良、不健康、教育の欠如など人間らしい生活から程遠い状態を指します。

注2 「国民生活基礎調査」における「子ども」とは17歳以下の者を指します。

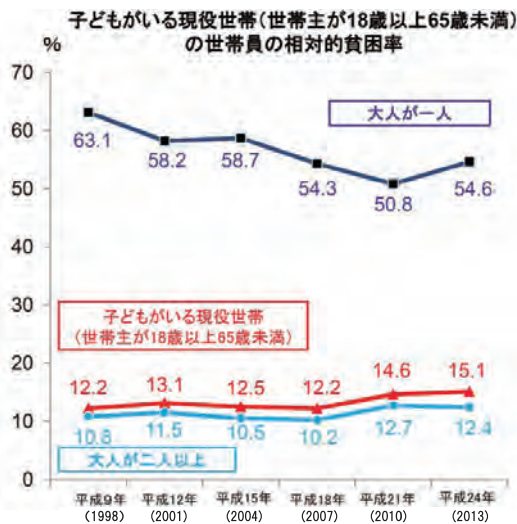
豆知識

世帯の年間収入から税金や社会保険料等を引いた「実際に使える金額」（等価可処分所得）について、中央値の50%を基準として、それ以下の世帯の人々の割合を相対的貧困率といい、その世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合を「**子どもの貧困率**」といいます。

出典：「人権教育リーフレット3」（大阪府教育センター人権教育研究室 平成26年）



○子どもの貧困の現状



出典：「国民生活基礎調査」
(厚生労働省 平成25年)

<ひとり親家庭の現状>

ひとり親世帯数

	昭和63年度	平成23年度
母子世帯数 ^注	84.9万世帯	123.8万世帯 (ひとり親世帯の約85%)
父子世帯数 ^注	7.3万世帯	22.3万世帯 (ひとり親世帯の約15%)

出典：「母子世帯等調査」（厚生労働省）より作成

注 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

ひとり親世帯の年間平均就労収入

母子世帯	父子世帯	一般世帯
181万円	360万円	平均給与所得
正規：270万円	正規：426万円	女性：269万円
非正規：125万円	非正規：175万円	男性：507万円

出典：母子世帯・父子世帯は、「平成23年度全国母子世帯等調査」（厚生労働省）、一般世帯は、「平成26年労働力調査」（統計局）、「平成22年分民間給与実態統計調査」（国税庁）より作成

平成24年の「子どもがいる現役世帯」の相対的貧困率は15.1%ですが、そのうち「大人が一人」の世帯の相対貧困率は54.6%と高く、ひとり親世帯の子どもの貧困率が高いことが分かります。さらに、ひとり親世帯のうち約85%が母子世帯であり、その平均年間就労収入は、父子世帯に比べ約半額となっていることから、母子世帯の子どもたちの多くは、苦しい生活状況に陥っていると考えられます。

貧困は子どもにどのような影響を及ぼすの？



子どものつづやきから

- ・高校に行きたかったけど、働くことにした。
- ・家で勉強することはない。勉強机もない。
- ・家に食べる物が無い日がある。
- ・高校を中退した。親もそうだった。

貧困

生活費のひっ迫

DV や虐待

保護者が子どもの学習に関われない

ロールモデルの不在

教育費の不足

学習場所の欠如

文化的体験の乏しさ

自尊心の低下

将来への展望がもてない

意欲の喪失

学力が定着しない

社会的孤立

貧困状況にある子どもは、周囲の子どもたちが当たり前に行っていることが享受できないことにより、自尊心が低下したり社会的に孤立したりすることが多くなります。

出典：「人権教育リーフレット3」（大阪府教育センター人権教育研究室 平成26年）

○貧困対策の取組

すべての子どもの「生きる権利」「育つ権利」「学ぶ権利」が等しく確実に保障される社会を目指し、様々な取組が行われています。

国での取組

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定

（平成25年6月19日成立 平成25年6月26日公布 平成26年1月17日施行）

本県での取組

「とちぎ子ども・子育て支援プラン」の策定

（栃木県保健福祉部こども政策課 平成27年3月）

民間での取組例

「こども食堂」活動

子どもが一人でも利用でき、地域の方たちが無料あるいは少額で食事を提供する場所として、個人やNPO法人等が運営しています。最近では、貧困対策のみならず、食育や学習支援の場、つながりづくりの場としての役割も担っており、県内でも活動の輪が広がりつつあります。

貧困状況にある家庭では親自身の孤立も見られます。地域住民として、子どもや大人が安心できる居場所や子どもが健やかに育成される環境づくりについて考えてみましょう。